

千葉県告示第957号

道路の区域の変更

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更します。

その関係図面は、千葉県建設局土木部路政課において、令和5年11月22日から2週間一般の縦覧に供します。

令和5年11月22日

千葉市長 神谷俊一

- 1 道路の種類 市道
- 2 路線名及び道路の区域

路線名	変更の区間	変更の 前後別	敷地の幅員 (m)	延長 (m)
長作町11号線	花見川区長作町1215番から 花見川区長作町1301番12まで	前	2.77 ～2.79	29.5
		後	3.39 ～3.42	
刈田子町26号線	緑区刈田子町81番1から 緑区刈田子町70番8まで	前	4.50 ～5.00	61.4
		後	5.00 ～5.00	